

【活動報告：web 版】東林地区防災訓練参加

実施日：2025年11月9日（日）

場所：東林小学校

担当事業部；防災部

防災部長 石塚 陽一

東林小学校を『避難所』とする東林地区6自治会約100名（翠ヶ丘自治会は5、6、7区および会長、副会長、防災部含め18名）が参加しました。

今回の避難所訓練はいざという時に確実に避難所運営が出来るよう参加者全員が受付実務・簡易トイレ使用体験・支給される毛布の利用・簡易テント組立・段ボールベッド・敷きシートの準備・設置・片付けまでを体験しました。また、「阪神淡路大震災」を経験した木村俊雄さんの実体験から災害発生時における1分間・10分間行動の重要性のお話を聞くことができました。

避難所に入所できる人数は数百人程度で保存食料等も少なく、救援物資が届くのは3日以上掛かります。多くの住民が被災難民になることが想定されるため、自助となる『在宅避難』が重要なことを再認識するものでした。

大規模災害時には、誰が被災し誰が助かるかは何人も予想が出来ません。自分がどのような立場に身に置くことになっても後悔しないで済むように避難訓練を通して、被災時に何をすればいいか体験で習慣づけていきましょう。



《一時避難場所集合》



《東林小体育館》



《間仕切り組立訓練》



《受付訓練》



《敷シート・備蓄毛布使用体験》



《段ボールベッド組立訓練》

《ここからは WEB 限定公開画像》



《一時避難場所集合》



《雨の中、避難所の東林小へ移動》



《体育館で受付》



《協議会の黒子会長より訓練の説明》



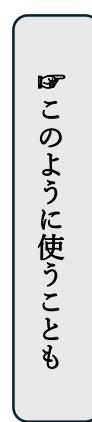
《グループに分かれて訓練開始》



《『受付担当』訓練》



《『簡易トイレ設置』訓練》



《『簡易トイレ利用体験』》



《『間仕切り組立』訓練》



《『間仕切り組立』訓練 完成》



《『簡易テント組立』訓練》



《『間仕切り組立』訓練 完成》



《『段ボールベッド組立』訓練》





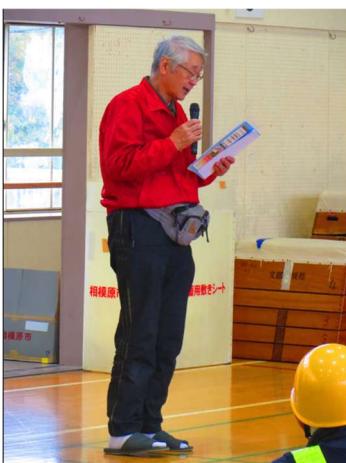
《『敷シート設置』訓練》



《『敷シート・備蓄毛布設置』訓練》



《『阪神淡路大震災』を経験した木村俊雄さんの実体験からのお話》



発災時のライフラインに関する市の想定
令和7(2025)年11月9日

住 今後30年内に震度6強程度の地震が発生する確率は80%を超えており、昭和57(1982)年と阪神淡路大震災の教訓を得た平成12(2000)年に建築法が改訂されました。平成12年以降の建屋は震度6強でも倒壊しにくい構造となっていますが、それ以前の建屋は耐震診断を受け、補助金制度を利用して補強することをお薦めします。家具の固定もお忘れなく。

電気 市の想定では、発災時に7割が停電被害に遭いますが、1週間後には97%の世帯が使用できるようになり、比較的早く復旧する見込みです。スマホの充電や夜間照明などは、乾電池やソーラーパネル、手回し発電機などを準備しておくと良いでしょう。

ガス 市の想定では、発災時に100%都市ガス供給停止となり、1週間後でも98%が使用できません。道路事情等によりプロパンガスの配送も当面できないでしょう。都市ガスの復旧には単位の時間がかかります。カセットコンロを上手に使用しましょう。カセットボンベは1本/日を用意しましょう。

水道 市の想定では、発災時に8割が断水となり、1週間後でも6割強が使用できません。飲料水は3L/人日として1週間分を備蓄しましょう。ペットボトル飲料水の期限は普通長くて2年です。少し値が張りますが、5年以上保存できる飲料水もあります。ローリングストックを忘れずに。

下水 下水道は発災時に3割が使用不可となり、長期間使用できないとの想定です。下水に汚水を流すのは止めましょう。逆流する恐れがあります。特にトイレが心配になりますが、凝固剤を使用した簡易トイレが市販(保証期限10年)されていて、使用後は一般ゴミで出せます。一人につき1週間分として50回分を用意すると安心です。

東林小学校避難所におけるルール

この避難所の共通ルールは次のとおりです。
避難する方は、厳守してください。

東林小学校避難所運営協議会

1. 避難所の運営は、避難所運営協議会と避難者全員が主体となって行います。
2. 避難所は、発災後、ガス・水道などのライフラインが復旧する頃までを自処として開設します。
3. 避難所敷地内は原則駐車禁止です。事由がある方は、避難所運営協議会本部の承認を得てください。
4. 大声や暴力など、他人に迷惑をかける行為はしないでください。退所していただくことがあります。
5. 立入禁止区域や立入り制限区域には理由なく立入らないでください。
6. 貴重品は常に携帯するようにしてください。
7. 居住区域は土足厳禁です。靴は自身で管理してください。
8. 熱っぽい方、体調不良の方は申し出てください。感染症の拡散防止のため、一時的に専用場所に移動して、医者の診察を受けていただきます。
9. 入所時は、世帯単位で登録手続きをしてください。
 - ・退所時は、転居先を通知してください。
 - ・ペット(犬・猫・小動物)は、ケージに入れるかリードを付け、所定の場所で、飼い主が飼育してください。
10. 食料、物資等は公平に分配することを原則とします。
 - ・自治会居住区域等の居住組合で分配します。
 - ・数量が不足する場合は弱者を優先してください。
 - ・在宅避難者、車中泊者は避難所でお渡しします。
 - ・粉ミルクや紙おむつなどは個別に対応します。

《「発災時のライフラインに関する市の想定」と「東林小学校避難所のルール」の説明》



《『片付け』も訓練の内》



参加された皆さん、お疲れさまでした。